

## 議案第13号

### 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更するものであります。

令和4年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

### 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

### 説 明

上川中部福祉事務組合の設立、加入に伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案		現 行	
附 則（令和2年市町村第1668号指令） （略） 附 則 <u>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</u>		附 則（令和2年市町村第1668号指令） （略）	
別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
（略）		（略）	
上川総合振興局 <u>(31)</u>	（略）、上川広域滞納整理機構、 <u>上川中部福祉事務組合</u>	上川総合振興局 <u>(30)</u>	（略）、上川広域滞納整理機構
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
（略）		（略）	
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に	（略）、上川広域滞納整理機構、 <u>上川中部福祉事務組合</u> 、留萌消防組合（略）	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に	（略）、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合（略）

改正案		現 行	
<p>基づく非常勤 の職員の公務 上の災害又は 通勤による災 害に対する補 償に関する事 務</p>		<p>基づく非常勤 の職員の公務 上の災害又は 通勤による災 害に対する補 償に関する事 務</p>	